

給水装置工事の検査に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、豊中市指定給水装置工事事業者(以下「指定工事事業者」という。)が施工する給水装置工事(以下「工事」という。)について、豊中市水道事業給水条例施行規程(以下「施行規程」という。)第13条第4項の規定に基づき、工事の検査の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(検査の時期)

第2条 検査の時期は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 分岐工事の検査 分岐工事の施工と同時とする。
- (2) しゅん工検査 工事の完了後すみやかに行う。ただし、メーター出庫が伴う新設及び改造工事等の場合は、原則出庫日の翌開庁日とする。
- (3) 中間検査 施行規程第13条第3項に規定する検査については、提出を求めた工事工程表による。

2 検査日時は、給排水課長が指名する者(以下「検査員」という。)が指定する。ただし、やむを得ない場合は、検査員の了解を得て検査日時を変更することができる。

(検査申込書等の様式)

第3条 施行規程第12条第1項に規定する分岐工事の検査申込書は、給水装置工事施行基準(以下「施行基準」という。)に定める様式第3号とする。

2 施行規程第12条第2項に規定するしゅん工検査申込書は、施行基準に定める様式第2号とする。

3 施行規程第13条第2項に規定する工事の点検結果の報告書(以下「工事の点検表」という。)は、施行基準に定める様式第14号とする。

(検査申込書の添付資料)

第4条 検査申込書の添付資料は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 分岐工事の検査 現場位置図
- (2) しゅん工検査 しゅん工図、工事の点検表、その他指示した資料(施工写真等)

(検査の立会人)

第5条 検査の立会人は、第3条第2項に規定する様式に記載されている当該工事を担当した主任技術者とする。ただし、やむを得ない事情により立会人を変更するときは、立会人となるものは次の各号の定めるところとする。

- (1) 検査員の事前了解を得ること。
- (2) 当該工事を施工した事業所に所属し、豊中市上下水道局に届け出ている主任技術者であること。
- (3) 当該工事について検査員の質問に即答できるよう十分な引継ぎを受けていること。

(検査の方法)

第6条 工事の検査の方法は、次の各号に定めるところにより行う。

(1) 分岐工事の検査

- ア 給水管及び給水用具の構造及び材質についての施行規程別表第1との適合の確認は、現場立会いとする。
- イ 分岐箇所、接続箇所及び屈曲箇所の施工状況の確認並びに水道用サドル付分水栓による分岐に使用する防食コアの装着の確認は、現場立会いとする。

(2) しゅん工検査

- ア 給水管の管種、口径及び延長並びにメーターを設置する位置等の確認は、しゅん工及び使用材料表と照合による書類検査とともに現場立会いとする。
- イ 豊中市水道事業給水条例(以下「条例」という。)第11条第1項に規定する給水装置の構造及び材質についての基準及び施行規程別表第1との適合の確認は、現場立会いとする。
- ウ 分岐箇所、接続箇所及び屈曲箇所の施工技術の確認は、現場立会いとする。
- エ 給水管の埋設の深さの確認は、現場立会いとする。
- オ 水圧試験の確認は、現場立会いとする。なお、試験は、給水装置ごとに行い、加圧作業の着手は、検査員の指示による。
- カ 本号イからオまでの隠ぺい並びに埋設部分の確認及び水圧検査に関し、現地立会いに代え「工事の点検表(添付資料:水圧試験写真及び施工写真)」の確認による書類検査とすることができる。
- キ その他豊中市上下水道事業管理者が必要と認める事項は、検査員が事前に指示する。

(3) 中間検査 前号のしゅん工検査に準ずる。

2 検査は、現地検査及び書類検査とする。ただし、建物内の検査で検査員が認めるときは、書類検査とすることができる。

3 前項において検査員が認めるときとは、単純な構造でなおかつ一般的な工事とする。ただし、次の各号に定めるものは除くものとする。

- (1) 新規指定工事事業者が施工した工事で、指定を受けてからの検査件数が3件以内のもの
- (2) 建物内に設置してある貯水槽及び増圧給水装置等の工事

4 条例第13条第5項に基づき、検査員は、特に必要があると認めるときは、検査対象物の掘削開示及び一部の破壊その他の措置を指示することができる。

(手直し等)

第7条 検査員は、検査に際し当該工事の施工が、施行基準に適合しないと判断したときは、指定する期限内に手直し等を行うよう、口頭または指示書により主任技術者に指示するものとする。

(検査の中止)

第8条 検査員は、検査時に次の各号のいずれかに該当するときは、検査を中止するも

のとする。

- (1) 主任技術者が指示に従わないとき。
- (2) 検査の執行を妨害したとき。
- (3) 現場と検査資料（しゅん工図及びその他資料）が明らかに違うとき。
- (4) 事前に現場チェックが行われず、検査の準備ができていないとき。

（その他）

第9条 この内規に定めるもののほか、検査について必要な事項が生じたときはその都度定める。

附 則

この内規は、平成15年4月1日より施行する。

この内規は、平成18年10月20日から実施する。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から実施する。